

指数アドバイザー・パネル運営要領

2024年3月21日

株式会社 J P X 総研

(目的)

第1条 指数アドバイザー・パネル運営要領（以下「本書」という。）は、「J P X 総研 指数算出に係る方針書」第10条の規定に基づき、指数アドバイザー・パネル（以下「本アドバイザー・パネル」という。）に関して必要な事項を定める。

(議論の対象)

第2条 本アドバイザー・パネルの会議においては、以下の事項について議論することができる。

- (1) 東証指数の運営状況
 - (2) その他指数の運営の観点から委員又は事務局が必要と認める事項
- 2 個別銘柄の指数構成銘柄への採否及び指数算出に関する具体的基準等、株式市場に影響を及ぼす可能性がある内容については、本アドバイザー・パネルの議論の対象外とする。

(委員)

第3条 本アドバイザー・パネルの委員は、次の各号に掲げるものにより構成されるものとする。

- (1) 株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）と東証指数の利用に関するライセンス契約を締結している者
 - (2) 第三者への委託等を通じて J P X 総研と間接的にライセンス契約を有すると J P X 総研が認める者
- 2 J P X 総研は、委員の役職員のうち東証指数の運営等に精通している者1名を委員代表者として指名する。
- 3 委員及び委員代表者の任期は、1年間とする。
- 4 新たに選任された委員及び委員代表者の任期は、他の在任の委員及び委員代表者の任期の満了すべき時までとする。
- 5 J P X 総研は、委員の候補に対して、本アドバイザー・パネルの委任状及び就任承諾書を送付する。委員の候補は、これを受諾する場合、J P X 総研に対して就任承諾書を提出することとする。
- 6 その他、本アドバイザー・パネルが必要と認める場合は、臨時委員を置くこととする。

(会議の開催)

第4条 本アドバイザー・パネルの会議は、J P X総研がその決定により招集する。

2 J P X総研は、本アドバイザー・パネルの会議を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所（電話その他の方法による開催の場合はその旨）、議題その他必要な事項を委員代表者に通知するものとする。ただし、J P X総研が特に緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 J P X総研は、必要があると認めるときは、電話その他の方法による委員代表者の出席を認めることができる。

4 J P X総研は、原則として1年に1回以上、本アドバイザー・パネルの会議を開催するものとする。

(事務局)

第5条 本アドバイザー・パネルの事務局は、J P X総研インデックスビジネス部とする。

2 事務局は、事務連絡、会議の運営の補助、記録の保存その他の本アドバイザー・パネルの事務の処理を行う。

(委任)

第6条 本書に定めるもののほか、本アドバイザー・パネルの運営に関し必要な事項は、J P X総研がその都度定める。

変更履歴

公表日	変更内容
2020/4/1	・初版
2021/10/1	・誤記修正。
2022/4/4	・J P X総研への業務移管に伴う修正(2022年4月1日から遡及して適用)。
2024/3/21	・「東証指数算出に係る方針書」の名称変更に伴う修正。